

林業経営者支援補助金交付制度のご案内

**～町では林業を営む経営者、林業に長く携わる担い手を積極的に支援します～**

**＜制度の概要＞**

那須町における森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、その他の森林の整備の促進に関する施策を推進することを目的として、「森林環境譲与税」を財源とする森を育む基金を活用し、町内林業経営体等が実施する各種取組に要する費用の一部に対して補助金を交付します。

**＜補助対象者＞**

（１）県の登録を受けた町内の意欲と能力のある林業経営者

（２）県の登録を受けた町内の育成経営体

（３）(１）、(２)の共通条件として、国や県等から同一目的の補助金の交付を受けて

いない者かつ町税等の滞納をしていない者

**＜受付時期＞**

申請年度の1月31日まで随時受付

**＜補助内容＞**

**①　林業担い手技術資格取得支援事業**

【事業概要】林業従事者の資質、技能向上に係る資格等の取得及び講習会等の費用の助成

【補助対象】技能講習、安全衛生特別教育講習、安全衛生教育講習、能力向上教育、テキスト代、

受験料ほか

【補 助 額】補助対象経費の2分の1

　　　　　　※各年度において一経営体につき、一会計年度あたり１０万円が上限です。

**②　林業機械及び労働安全装備品購入支援事業**

【事業概要】林業従事者の労働安全に係る装備品等の購入費用の助成

【補助対象】チェーンソー、刈払い機、チェーンソー防護服上下、防護ブーツほか

【補 助 額】補助対象経費の3分の1

※各年度において一経営体につき、一会計年度あたり２０万円が上限です。

**③　高性能林業機械リース等支援事業**

【事業概要】林業従事者の作業効率化に係る高性能林業機械のリース等の費用の助成

【補助対象】ハーベスタ、集材機、プロセッサ、 グラップル付きトラック、スキッダ、

グラップルソー（アタッチメントのみ）、フォワーダほか

【補 助 額】補助対象経費の2分の1

※各年度において一経営体につき、一会計年度あたり月額２０万円が上限です。

**④　林道作業道維持管理事業**

【事業概要】林道作業道の維持管理に係る費用の助成

【補助対象】自己または他人の保有する森林の施業をするために要する林道作業道（森林経営計

画等、国または県からの助成を受けて施業して作設した箇所を除く）の維持管理に係る費用

【補 助 額】補助対象経費の2分の1

　　　　　※各年度において一経営体につき、一会計年度あたり３０万円が上限です。



補助金交付申請手続きの流れ

（１）申請書の提出（補助対象者→町）

　◎　補助金等交付申請書、町税等に滞納がないことを証明する書類、事業計画書、収支予算書

　○　上記の他に事業別に提出していただく書類

|  |  |
| --- | --- |
| 事　　業　　名 | 提　　出　　書　　類 |
| ①林業担い手技術資格取得支援事業 | 資格等を取得する者が6箇月以上継続して就業していることが分かる書類 |
| ②林業機械及び労働安全装備品購入支援事業 | 林業機械等を購入し使用する者が6箇月以上継続して就業していることが分かる書類 |
| ③高性能林業機械リース等支援事業 | 高性能林業機械のリースまたはレンタル見積書の写し |
| ④林道作業道維持管理事業 | 工事費又は原材料費の見積書の写し事業実施前の事業予定箇所図及び現場の状況が分かる写真 |

（２）補助金交付決定（町→補助対象者）

（３）事業実績報告書等の提出（補助対象者→町）

◎　補助事業等実績報告書、収支決算書

○　上記の他に事業別に提出していただく書類

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　　事　　業　　名 | 提　　出　　書　　類 |
| ①林業担い手技術資格取得支援事業 | 領収書の写し、林業に従事する者が資格等を受験したこと証する書類の写し |
| ②林業機械及び労働安全装備品購入支援事業 | 領収書の写し |
| ③高性能林業機械リース等支援事業 | 領収書の写し、素材生産量が分かる資料、稼働日数が分かる資料、高性能林業機械のリース又はレンタル契約書の写し |
| ④林道作業道維持管理事業 | 領収書の写し、事業実施後の現場の状況が分かる写真 |

（４）補助金の額の確定（町→補助対象者）

（５）補助金の請求（補助対象者→町）

補助金交付請求書

（６）補助金の入金（町→補助対象者）

＜問合せ・書類提出先＞

〒329-3292

栃木県那須郡那須町大字寺子丙3-13

那須町役場　農林振興課　林務係

TEL：0287-72-6912　FAX：0287-72-1009

E-mail：norin@town.nasu.lg.jp